○上尾伊奈資源循環組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

令和５年４月１２日条例第２６号

上尾伊奈資源循環組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号。次条第２項において「法」という。）第５８条の２の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

（任命権者による人事行政の運営の状況の報告）

第２条　任命権者は、毎年７月３１日までに、管理者に対し、前年度における人事行政の運営の状況を報告しなければならない。

２　前項の規定による報告は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第２２条の４第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第２２条の２第１項第２号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項について行うものとする。

(1)　職員の任免及び職員数に関する状況

(2)　職員の人事評価の状況

(3)　職員の給与の状況

(4)　職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(5)　職員の休業に関する状況

(6)　職員の分限及び懲戒処分の状況

(7)　職員の服務の状況

(8)　職員の退職管理の状況

(9)　職員の研修の状況

(10)　職員の福祉及び利益の保護の状況

(11)　その他管理者が必要と認める事項

（公平委員会の業務の状況の報告）

第３条　公平委員会は、毎年７月３１日までに、管理者に対し、次に掲げる業務について、前年度における状況を報告しなければならない。

(1)　勤務条件に関する措置の要求に関する業務

(2)　不利益処分に関する審査請求に関する業務

（報告の公表）

第４条　管理者は、前２条の規定による報告を受けたときは、毎年１２月３１日までに、第２条の規定による報告を取りまとめ、その概要及び前条の規定による報告をインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法により公表しなければならない。

（委任）

第５条　この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附　則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。